

WEB版「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載利用約款（R8 6月改訂）

（適用）

第1条

1 この約款は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）が提供する『旅行会社や教職員のための修学旅行専門サイト「おきなわ修学旅行ナビ」』（以下「おきなわ修学旅行ナビ」という。）への情報掲載（以下「本サービス」という。）の利用に関して定められたものであり、本サービスへの利用申込者（以下「利用者」という。）とOCVBとの一切の關係に適用します。

（掲載情報）

第2条

- 1 本サイトに掲載される情報は、本約款及びOCVBが定める各種申請書に基づき申請された体験学習プログラム及び施設情報とします。
- 2 利用者は、サイト掲載素材（文章、写真、イラスト等）等、情報掲載同意書（様式第2号）により、「おきなわ修学旅行ナビ」に掲載する情報に含まれる著作物の著作者から当該著作物の利用について必要な許諾を得ている旨、OCVBに対し保障するものとします。
- 3 OCVBは、利用者に許可を得ることなく、本サービスに基づく「おきなわ修学旅行ナビ」上の情報を保存、管理、分析及びこれに基づく調査、第三者への情報開示を行うことができるものとします。
- 4 OCVBは、本サービスが終了した場合、利用者に通知せず、本サービスに基づいて作成された情報を全て消去でき、これによる利用者の損害及び不利益について、OCVBは一切責任を負わないものとします。
- 5 「おきなわ修学旅行ナビ」に掲載されたすべての情報（画像含む）は、沖縄観光コンベンションビューロー（以下OCVB）が実施するすべての事業において、個別に許諾を得ることなく、加工・改編・利用したりする場合があります。
- 6 登録情報（登録のエリア・カテゴリーなど含む）が適切でない場合などは、告知なしにOCVBにて修正、もしくは非公開にする場合があります。
- 7 OCVBに対し、著作人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しません。
- 8 体験学習プログラム・施設紹介用の素材（文章・写真・イラスト等）の作成を委託した原著作より上記利用許諾条件について必要な許諾を得ていることをOCVBに対し保証します。

(利用契約期間)

第3条

- 1 本サービスの利用契約期間は、無期限とします。
- 2 掲載内容の変更の有無にかかわらず、年度開始時で情報掲載申請書（様式1号）および情報掲載に関するチェックシート（様式2号）の提出をもって掲載期間の更新を行います。

(掲載基準及び利用契約の成立)

第4条

- 1 本サービスを利用できる者は、沖縄修学旅行に関連する全ての事業者とし、本約款に同意したうえで下記、申請書等に必要事項を記入し、本サービスの契約（以下「利用契約」という。）を申し込むものとします。
 - (1) 情報掲載申請書（様式第1号）
 - (2) 情報掲載に関するチェックシート（利用許諾同意書）（様式第2号）
 - (3) 体験学習プログラム情報シート（様式第3号）（施設・団体情報のみ掲載の場合は提出不要）
 - (4) 施設・団体情報シート（様式第4号）
 - (5) 情報掲載変更申請書（様式第5号）（施設・団体情報の変更时使用）
 - (6) 体験学習プログラム情報変更シート（様式第6号）（体験学習プログラムの変更时使用）
- 2 申請書類はすべてメールでの電子申請でのみ受け付けることとします。
- 3 OCVBは、申込者により、前項各号の書面により申込がなされた場合、所定の審査を行い、申込者の申込を承諾するか否かを決定します。審査の結果、OCVBが申込者の申込を承諾することとした場合、WEB上への掲載をもって利用契約が成立したものとみなします。
- 4 事業者が次に掲げる各号のいずれかの事由に該当する場合、OCVBは承諾しないものとします。
 - (1) 沖縄修学旅行の受入実績がない事業者
 - (2) 体験学習プログラムについて、教育的要素を含まないプログラムを提供しようとする事業者
 - (3) 申込内容に虚偽があった場合
 - (4) その他OCVBが不相当と判断した場合
- 5 OCVBが申込を承諾しないとした場合、OCVBはその理由を開示する義務を負わないものとします。

(利用者の義務)

第5条

- 1 利用者は、本サービスが沖縄県の修学旅行に関する情報提供を目的として運営されていることを理解し、これに寄与する利用を行うものとします。(利用契約の委譲、譲渡)

第6条

- 1 利用者は、本サービスの利用契約を第三者に委譲、譲渡することはできません。ただし、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により、利用者の事業が継承される主体が変更される場合は、当該組織変更の存在を証する書面(契約書、取締役会議事録等)を添付の上、変更申請を行うことで、組織変更後も引き続き本サービスを利用することができるものとします。(登録情報の変更)

第7条

- 1 利用者は、名称、住所等、契約時に登録した情報に変更があったときは、「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載変更申請書(様式第5号)によりOCVBに速やかに届け出るものとします。
- 2 利用者は、掲載している体験学習プログラム情報に変更があったときは、「おきなわ修学旅行ナビ」掲載情報変更申請書(様式第5号)と「おきなわ修学旅行ナビ」情報掲載体験学習プログラム情報変更シート(様式第6号)によりOCVBに速やかに届け出るものとします。

(利用契約の解除)

第8条

- 1 OCVBは、次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知なしに利用契約の全部又は一部を解除することがあります。

- (1) 利用者が本約款に違反した場合
- (2) 利用者が申込にあたって虚偽の申請をしたことが判明した場合
- (3) 利用者が情報更新の必要があるにもかかわらず長期間にわたり変更手続きを行わない場合
- (4) 利用者が本サービス利用者として不適切であるとOCVBが判断した場合
- (5) 利用者がOCVB及び他の利用者などに対して、その業務及びシステム、本サービスの利用に何らかの支障を発生させる恐れがあるとき、また、その疑いが認められた場合
- (6) その他、前各号に準ずる事情がある場合

- 2 利用者は、契約を終了させたいと考える日の30日前までにOCVBに対し通知することにより、利用契約を終了させることができます。

- 3 一旦契約を解除するとこれを取り消すことはできませんが、本約款に従い、再び本サービスの利用申請を行うことができるものとします。この場合、利用者が以前に登録した情報は復活することはありません。

ん。

(禁止事項)

第9条

1 利用者は本サービスを利用するに際して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

- (1) 日本国法令、本約款、諸規定に違反する行為
- (2) 第三者の財産権、著作権、肖像権、プライバシーの侵害を行う行為
- (3) 沖縄県、OCVB、他の利用者及び第三者を誹謗中傷する行為及び不利益を生じさせる行為
- (4) 沖縄県の観光産業、教育旅行関係業に損害もしくは不利益を生じる行為
- (5) OCVB 及び OCVB から業務を受託した者が中止を求めた行為
- (6) 前各号に準ずる行為

(本サービス提供の一時停止及び終了)

第10条

1 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対するサービス提供の全て又は一部を、事前の通知なしに停止及び終了することがあります。

- (1) 本サービスを実施するために必要なシステム及び電気設備等（以下「本システム」という。）の定期的なメンテナンスを行う場合
- (2) 本システムに何らかの不具合が発生した場合、また、その回避のためのメンテナンスが必要な場合
- (3) 本システムに第三者の介入や、犯罪行為等の形跡が認められた場合、また、その回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合
- (4) 何らかの法的措置又は法的根拠に基づいて、サービスの停止を求められた場合
- (5) OCVB が、本サービスの継続が困難であると判断した場合
- (6) 前各号に準ずる事情がある場合

(業務委託)

第11条

1 OCVB は、本サービスに関する業務の全部又は一部を第三者に委託できるものとします。

(個人情報)

第 12 条

1 OCVB は「プライバシーポリシー」を別に定め、これに従って個人情報を取り扱います。 (免責)

第 13 条

1 OCVB は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとします。

(1) 本サービスの利用によって、利用者及び第三者が何らかの損害もしくは不利益を被った場合

(2) 利用者の作成した情報や行為によって、他の利用者、第三者が何らかの損害もしくは不利益を被った場合

(3) 利用者間、他の利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合

2 OCVB は、「おきなわ修学旅行ナビ」の情報の品質についてその向上に努めますが、情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保証するものではなく、一切の責任を負いません。

3 OCVB は、何らかの法的根拠に基づき、情報の開示、サービス及びシステムの一時中断、停止等を求められた場合、その命令に従うものとします。これによって利用者が何らかの損害、不利益を生じた場合、その責任は一切負いません。

4 OCVB は、掲載情報のバックアップの義務を負いません。事由の如何に関わらず、本サービス上の事業者のデータの消失、誤作動による削除について、一切の責任を負わないとともに、データの復元の義務を負いません。

(約款の変更)

第 14 条

1 OCVB が必要と認めた場合、本サービスの内容及び本約款は事業者の許諾なく変更できるものとし、変更後はただちに全ての利用者に適用されるものとします。

2 本サービス内容の変更は、OCVB の定める方法に従って利用者に告知します。

(準拠法)

第 15 条

1 本約款及び諸規定は、日本法に準拠します。

(管轄裁判所)

第 16 条

1 本約款及び諸規定に関して生じた紛争については、OCVB の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附則 この約款は 令和 8 年 6 月 15 日から施行する。